

郡山市有害鳥獣捕獲等（特定鳥獣個体数調整捕獲等）許可事務取扱要領

平成 27 年 5 月 29 日制定

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[園芸畜産振興課]

1 趣 旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項に規定する①鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、②特定鳥獣の数の調整の目的に係る鳥獣の捕獲等の許可については、法、同法施行規則（以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）、福島県鳥獣保護管理事業計画（以下「事業計画」という。）及び郡山市同法施行細則（以下「市施行細則」という。）に別に定めのあるもののほかは、この要領によるものとする。

2 事務手続き

(1) 事前指導

許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が法、省令、基本指針、事業計画及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。

また、指導に際しては、行政手続法第 32 条から第 36 条までの規定（行政指導に関する規定）に留意するものとする。

(2) 申 請（法第 9 条第 2 項）

鳥獣捕獲等の許可申請は、市施行細則第 2 条の規定による有害狩猟鳥獣捕獲等許可申請書（市施行細則第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

ア 許可申請者名簿（様式第 6 号）

申請者が法第 9 条第 8 項に掲げる国等の法人以外の法人である場合又は申請者が複数である場合に、申請書に記載した者以外について必要な事項を記載する。この場合、従事者名簿は省略できる。

イ 従事者名簿（市施行細則第 3 様式）

申請者が法第 9 条第 8 項に掲げる国等の法人である場合に、従事者について必要事項を記載する。

なお、補助者となるための講習会を受講し補助業務に従事する者については、備考欄に「補助者」と記載する。この場合、「狩猟免許」の欄のうち、「番号」の欄には講習会実施法人名及び修了証に付された番号を、「交付年月日」の欄には研修を受けた日付をそれぞれ記入するように読み替える。

ウ 鳥獣捕獲等をしようとする事由を証する書面（以下「証明書」という。）

[有害鳥獣捕獲等の場合]

(ア) 被害発生状況調査書（市施行細則第 4 号様式）（原則として、被害等を受けた者から依頼された関係機関・団体において作成したものとする。）

(イ) 有害狩猟鳥獣捕獲等実施計画書（市施行細則第 2 号様式）

(ウ) 有害狩猟鳥獣捕獲依頼書（様式第 1 号）写し

[特定鳥獣個体数調整捕獲等の場合]

- (ア) 被害発生状況調書（市施行細則第4号様式）（被害等を受けた者が自ら作成したものについても可とする。）
 - (イ) 有害狩猟鳥獣捕獲等実施計画書（市施行細則第2号様式）
 - (ウ) 有害狩猟鳥獣捕獲依頼書（様式第1号）写し
- ※ (ウ)は、いずれも被害等を受けた者から依頼されて申請する場合に添付する。

エ 図 面（施行規則第7条第2項）

- (ア) 被害の発生区域及び捕獲等をしようとする区域を明らかにした図面（原則として縮尺2万5千分の1又は5万分の1の地形図を用いること。）
- (イ) 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面

オ その他許可権者が必要と認めた書類（施行規則第7条第3項）

法第9条第8項に掲げる国等の法人以外の者が申請する場合には、許可対象者の要件に適合することが確認できる次の書面。

- (ア) 許可対象者の要件に係る調書（様式第7号）
- (イ) 使用する猟具に係る狩猟免状の写し（銃器を使用する場合は、当該銃器の所持について現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の写しも併せて添付する。）
- (ウ) 施行規則第67条の各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書類
- (エ) (イ)及び(ウ)のほか、(ア)の調書の記載内容を書面により確認する必要がある場合には、その事実を証する書類

(3) 許 可

ア 審 査（法第9条第3項、第4項、第6項、施行規則第7条第4項、第5項）

- (ア) 許可権者は、その権限に係る許可申請書の提出があったときは、申請書類に不備・不足がないことを確認し、不備・不足がある場合には、相当の期間を定め、申請者に補正させるものとする。

なお、相当の期間が経過しても不備・不足が補正されない場合には、行政手続法第7条の規定により申請を拒否する処分を行うものとする。

- (イ) 許可権者は、必要と認められる場合には、被害発生状況に関する現地調査、許可対象者の要件に関する実地調査、捕獲等をしようとする鳥獣の生息状況調査等を行うものとする。
- (ウ) 許可権者は、(イ)の調査を踏まえ、申請の内容が事業計画に掲げる許可しない場合の基本的な考え方に該当せず、許可する場合の基本的な考え方に該当して捕獲等もやむを得ないと認められる場合には、事業計画に定める方針に従い、事業計画で設定する許可基準の範囲内で、捕獲等を行う鳥獣の種類・数、期間・時期、区域、方法等を定め、許可するものとする。
- (エ) 許可権者は、第2種特定鳥獣管理計画が定められている鳥獣に係る捕獲等の許可にあたっては、第2種特定鳥獣管理計画に基づき、目標とする捕獲数の過不足の調整が適正に行われるよう、許可の適否の判断にあたって配慮するものとする。

イ 条件の付与（法第9条第5項）

捕獲等の許可の条件は、鳥獣の保護、生態系の保護又は住民の安全の確保、社寺境内等の静穏の保持のために必要であると認められる場合に、期間の限定、区域の限定、方法の限定、鳥

獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲等を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全の確保に十分配慮するものとし、必要に応じて条件を付すものとする。

なお、付与した条件に違反した場合は罰則の適用もあることを考慮し、申請者に過度の負担を求めることのないよう留意するほか、条件の記述については、簡潔で分かりやすいものとなるよう努めるものとする。

(4) 許可証の交付（法第9条第7項、施行規則第7条第6項）

許可の際には、鳥獣捕獲等許可証（以下「許可証」という。）（様式第2号）を交付するものとする。

(5) 従事者証の交付（法第9条第8項、施行規則第7条第7項、第8項、第9項）

法第9条第8項に掲げる国等の法人からの申請のあつては、次により従事者証（様式第3号）を交付するものとする。

なお、補助者に対しては、「条件」の欄に「補助者」と記載する。

※ 法第9条第8項に掲げる国等の法人以外の法人による申請の場合は、実際に捕獲等を行う者に対しては、法人との共同申請者として許可証を交付する。

(6) 許可の通知

鳥獣捕獲等の許可をした場合には、次に掲げる者にその旨を通知するものとする。

ア 捕獲等の区域を担当する鳥獣保護管理員

イ 福島県県中地方振興局長

ウ 捕獲等の区域を管轄する警察署長

エ 捕獲等の区域に関係する狩猟者団体の長（猟友会支部長）

オ 捕獲等の区域を管轄する森林管理署長等（国有林内で捕獲等を実施する場合）

(7) 住所等の変更届（施行規則第7条第11項、第12項）

ア 許可証の交付を受けた者は、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名を変更したとき、又は従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があつたときは、その事実が発生した日から2週間以内に、交付を受けた許可証又は従事者証（以下「許可証等」という。）を添えて住所等変更届出書（市施行細則第9号様式）を許可権者に提出するものとする。

イ 許可権者は、アの届出があつたときは、その内容を確認の上、許可証等の記載内容を変更し、届出者に返戻するものとする。

(8) 許可証等の亡失届（施行規則第7条第13項、第14項）

許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失したとき、又は従事者証を亡失した者があるときは、遅滞なく、許可証等亡失届出書（市施行細則第10号様式）を許可権者に提出するものとする。

ただし、(9)の再交付の申請をした場合はこの限りでない。

(9) 許可証等の再交付（法第9条第9項、施行規則第7条第10項）

ア 許可証の交付を受けた者は、許可証等を亡失又は滅失したときは、許可証等再交付申請書（市施行細則第8号様式）を許可権者に提出し、許可証等の再交付を受けることができる。

イ 許可権者は、アの申請があつたときは、その内容を確認の上、亡失又は滅失の理由が相当であるときは、(4)又は(5)に準じて、許可証等を再交付するものとする。

ウ 許可証等の再交付を受けた者は、亡失した許可証等を発見・回復したときは、速やかに発見・回復した許可証等を返納するものとする。

(10) 実施状況等の報告徴取（法第 75 条第 1 項）

許可権者は、必要に応じて、許可を受けたものに対し、捕獲等の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(11) 許可証等の返納及び捕獲報告（法第 9 条第 11 項、第 13 項、施行規則第 7 条 15 項、第 19 項）

ア 許可証の交付を受けた者は、許可の有効期限が満了した日から 30 日以内に、許可権者に対して許可証等を返納しなければならない。また、捕獲等の結果を許可証の報告欄に記載するとともに、有害狩猟鳥獣捕獲等実施状況報告書（様式第 4 号）及び有害狩猟鳥獣捕獲等実施者報告書（様式第 5 号）を添付し報告するものとする。

イ 許可権者は鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を収集するために適当と認める場合には、許可証の交付を受けたものに対し、捕獲個体ごとに、捕獲等を行った地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等について、必要に応じて写真又はサンプルを添付させるなどして、報告を求めることができるものとする。

(12) 捕獲結果等の県への報告

申請に対する許可の状況、許可を受けた者の捕獲等の実施状況、その捕獲結果等については、管轄する地方振興局の求めに応じ、適宜報告するものとする。

(13) 許可台帳の整備

許可権者は、許可をした案件ごとに、許可の内容、捕獲結果の報告等を記載した台帳を整備するものとする。

(14) 許可内容の変更

許可を受けた者がその内容を変更しようとする場合は、新たな許可申請を行わせるものとする。この場合、新たな許可申請の備考欄には、既に受けている許可処分の日付及び番号その他必要な事項を記載するとともに、交付を受けている許可証等は、申請に併せて返納するものとする。

(15) 不利益処分

申請者又は許可を受けた者に対する不利益処分については、「行政手続法」第 3 章に定めるところに従って処分を行うことが必要となる。

ア 不許可処分

許可申請に対し申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第 8 条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。

イ 許可の取り消し（法第 10 条第 2 項）

許可を受けた者が、法若しくは法に基づく命令の規定又は処分に違反した場合には、その許可を取り消すことができる。

(16) 違反行為に対する措置

違反行為に対しては、警察をはじめ関係する機関と十分連携し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 違反行為の予防と発見

関係機関・団体と連携し、関係者に対して、機会を捉えて法令の趣旨、鳥獣保護区等の区域等について周知を図るとともに、申請者には、許可を受ける前に捕獲行為に着手しないよう指導を行い、違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

イ 中止勧告と状況把握

許可に関しては違反行為を発見した場合には、捕獲等を行っている者に対して行為の中止を勧告するとともに、許可を受けた者に実施状況等の報告を求めるなど、違反行為に関する事実をできる限り正確に把握し、関係機関にその内容を報告するものとする。

ウ 措置命令

法第9条第1項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、法第10条第1項の規定に基づき、当該違反に係る鳥獣を解放することその他必要な措置をとるよう命ずることができる。

エ 告 発

違反行為の態様が悪質であるなど特に必要があると認められる場合は、あらかじめ関係機関と調整し、「刑事訴訟法」に基づく告発の手続をとるものとする。

3 捕獲等の実施における指導事項

鳥獣捕獲等を許可した場合には、許可を受けた者に対して、次の事項を指導するものとする。

- (1) 許可を受けた者は、捕獲等を実施する際には、事前に地域住民に対し、捕獲等の実施、方法等について案内の配布や看板の掲出等により周知を図り、事故防止に万全を期すること。
- (2) 捕獲等を行う者は、許可の内容（期間、区域、方法、鳥獣の種類・数等）を十分理解し、法令違反のないようにすること。
- (3) 捕獲等を行う者は、法第9条第10項の規定に基づき、捕獲等を実施する際には許可証等を必ず携帯するほか、所属する機関・団体の名称等や許可を受けて捕獲等を実施している旨を明示した腕章等を着用するよう努めること。
- (4) 網、わな等を使用する場合には、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、①許可を受けた者又は従事者の住所、②氏名又は名称、③許可証に記載された許可権者名、④許可の有効期間、⑤許可証又は従事者証の番号及び⑥捕獲等をしようとする鳥獣の種類について、1字の大きさが縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を設置すること。

ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

なお、捕獲等の実施に係る表示については、猟具だけではなく、当該施設への歩道の入口などの入込者や地域住民に分かりやすい場所にも設置することで、鳥獣の捕獲等を実施している場所であることを周知するよう努めること。

- (5) 捕獲等を行う者は、捕獲等を実施する際には、錯誤捕獲をできる限り防止できるよう、猟具の設置方法等に十分配慮すること。

特に、ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場所については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状（脱出口付きの箱わなの使用など）等を工夫して、錯誤捕獲を防止するよう指導すること、また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めること。

4 捕獲物の処置等に関する指導事項

- (1) 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰るものとする。

ただし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えない方法で埋没し、山野に放置することのないよう適切に処理するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれ軽微である場合として施行規則第 19 条で定められている場合を除く。）。

- (2) 捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、モニタリング調査等に利用できる場合は、努めてこれを利用するものとする。
- (3) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。
- (4) そのほか次の事項について、指導の徹底を図るものとする。

ア 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないことから、速やかに放鳥獣を行うほか、その状況について記録し、許可権者に報告すること。

イ 捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第 9 条第 1 項違反となることがあること。

ウ 捕獲物等の処理にあたって、生活環境上影響が生じるような処理を行った場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に違反することがあること。

エ 捕獲個体が特定外来生物である場合は、「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」により、その移動等が制限されていること。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

郡 山 市 長

住所又は所在地
依頼人 氏名又は名称
代表者の氏名



次のとおり有害鳥獣の捕獲を依頼します。

被害地及び被害者等	
捕獲等をしようとする鳥獣名	
被害の対象 (農作物名又は被害面積)	
被害の態様（状況・程度）	
備 考	

[illegible]

- 1 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、**25cm×17.6cm**とし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
- 2 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣の具体的処置を記載すること。
- 3 報告欄の捕獲等をした場所欄には、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。
- 4 報告欄の備考欄には、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて（ ）書きするなどその旨を明示すること。

第 号		有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		注 意 事 項	
従 事 者 証						1 従事者証は、鳥獣の捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない、 かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は 鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んでは ならない。 3 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から30 日以内に交付を受けた市町村長に返納し、かつ、捕獲等についての報 告をしなければならない。	
郡山市長						許 可 の 内 容	
住 所						許可証の番号	
氏 名						法人の名称	
生年月日						鳥獣等の種類及び 数量	
						目 的	
						区 域	
						方 法	
						条 件	

有害狩猟鳥獣捕獲等実施状況報告書

許可番号 第 号
従事者番号 第 号

捕獲隊名：

実施 月日	実 施 区 域	捕獲した鳥獣の種類別捕獲数				摘 要
		(鳥獣名)	(鳥獣名)	(鳥獣名)	(鳥獣名)	

備考 備考 従事者番号及び捕獲隊名については、該当がある場合にのみ記載すること。

様式第 5 号

有害狩猟鳥獣捕獲等実施者報告書

捕獲隊名： 分隊

実施 月日	実 施 時 間	実 施 区 域	捕獲実施者名	実施 人数	捕 獲 権 者 立 会 者 名 (センター職員名)
計	日間				

備考 1 実施ごとの実施者の代表に◎印をつけること。

2 実施区域欄については、区域住所及び鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。

3 捕獲隊名については、該当がある場合にのみ記載すること。

様式第 6 号

許可申請者名簿

氏 名	印	住 所	生年月日	職 業	※狩猟免許を受けている場合			※銃器を使用する場合			備考
					種別	番号	交付年月日	許可証番号	交付年月日	鉄砲の種類	

備考 ※印については、必要に応じ記入すること。

許可対象者の要件に係る調書

住 所		
氏 名		
生 年 月 日		
狩猟免許の有無 (※)		有 (別紙のとおり) ・ 無
狩 猟 免 許 無 の 場 合	鳥獣の判別	対象鳥獣： 判別の可否： 可 ・ 否
	捕獲の方法	使用する猟具等： 捕獲の可否： 可 ・ 否
	捕獲後の処置	処置の方法： 捕獲の可否： 可 ・ 否
損害賠償能力の有無 (※)		有 (別紙のとおり) ・ 無
捕獲等の実績		種類： 数量： 時期： 方法：
地域の地理、 鳥獣生息状況の把握		(地域における狩猟、捕獲、調査等の活動状況を記載)
備 考		

- ※1 この調書は、申請者（従事者）側において記載すること。
 なお、「有・無」「可・否」についても、申請者（従事者）側で○を付すこと。
- 2 ※印欄で「有」を選択した場合は、それを証する書類を必ず添付すること。
- 3 その他用件を確認することのできる書類がある場合は、その写しを添付すること。